

福岡県公報

平成二十三年五月二日
第三千二百四十九号
増刊 ①

目次

規則

○福岡県財務規則の一部を改正する規則

(会計管理局会計課)

……………一

告示

○福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要項

(団体指導課)

……………三

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

……………三十六

規則

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年五月二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十一号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する

○
様式第百五十五号を次のように改める。

様式第155号 (第206条)

寄 附 申 込 書

年 月 日

福岡県知事 殿

申込人 住 所

氏 名 印

下記のとおり財産を寄附したいので申し込めます。

記

1 寄附しようとする理由

2 寄附財産の表示

- (1) 財産の種別
- (2) 所在地
- (3) 土地地目又は建物等の種類・構造
- (4) 数量又は面積

3 寄附財産の時価見積額

4 寄附に条件を付す場合の内容

5 添付書類

登記事項証明書（登記簿謄本）、位置図、公図（字図）等参考となる書類

備考：この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第八百号

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱を次のように定める。

平成二十三年五月二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱（平成九年十月福岡県告示第六百二十五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この告示は、災害等により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）の経営再建等を図るため、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が融資する農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成十九年三月三十日十八経営第七千五百八十一号）第二の一の（一）及び（二）に定める資金（以下「特別資金」という。）並びに農業協同組合（以下「農協」という。）及び信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）が融資する資金（以下これを「経営安定資金」という。）に対し、予算の範囲内において利子助成金及び利子補給金（以下これを「利子助成金等」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害の区分）

第二条 利子助成金等の交付対象となる災害の区分は次の各号のとおりとする。

一 特別災害

特別災害とは、被害が著しく、かつ、地域農林漁業に及ぼす影響が大きいと知事が認めた災害であつて、別表一の一に定めるものとする。

二 一般災害

一般災害とは、前号以外の災害であつて知事が認めたものとする。

（対象者等）

第三条 利子助成金等の交付対象者は、前条に規定する災害により、農業にあつては農

作物の減収量が平年収穫量の三十パーセント以上で、かつ、減収による損失額が平年農業総収入額の三十パーセント以上となった被害農業者、林業にあつては損失額が平年林業総収入額の三十パーセント以上となった被害林業者、漁業にあつては損失額が平年漁業総収入額の三十パーセント以上となった被害漁業者とする。ただし、経営安定資金に対する利子補給金の交付対象者は、特別資金の融資を既に限度額まで受けている被害農業者及び被害漁業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものへの貸付けについては、利子助成金等の交付対象としない。

一 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）第二条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

二 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者のあるもの

三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 利子助成金等の交付対象となる利子は、特別資金及び経営安定資金（以下これを「災害対策資金」という。）のうち、被害農林漁業者が経営の維持又は再建のために必要な資金に係るものとする。

（利子助成率等）

第四条 利子助成率及び利子補給率等については、特別災害にあつては災害ごとに別表一の一に定めるとおりとし、一般災害にあつては別表一の二に定めるとおりとする。利子助成及び利子補給の期間については貸付実行日から三年、交付対象とする貸付金の限度額等については別表二のとおりとし、申請期限については災害発生日から六月以内とする。

（交付手続等）

第五条 利子助成金等の交付手続並びに利子補給金を交付するに当たり必要な経営安定資金の借入申込手続及び貸付手続については、別記に定めるところによるものとする。

（利子助成金等の額）

第六条 利子助成金等の額は、被害農林漁業者ごとに毎年一月一日から十二月三十一日までの期間における災害対策資金の融資平均残高（延滞残高を除いた計算期間中の毎日の最高残高の総和を計算期間の日数で除して得た額とする。）に、第四条に定める

利子助成率又は利子補給率をそれぞれ乗じた額とする。

(利子助成金等の打切り又は返還)

第七条 知事は、利子助成金等の交付対象者が、借り受けた災害対策資金を借入目的以外に使用した場合又は第三条第二項各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該借受者に対する利子助成金等の交付を打ち切り、又は既に交付した利子助成金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第八条 知事は、必要があると認めるときは、市町村、農協、信漁連及び利子助成金等の交付対象者から報告を求め、又は県の職員に調査を行わせることができる。

(書類の提出)

第九条 この告示に基づき知事に提出する書類は、農林業にあっては利子助成金等の交付対象者の住所を所管する農林事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

(福岡県補助金等交付規則との関係)

第十条 利子助成金等の交付については、この告示に定めるもののほか、福岡県補助金等交付規則(昭和三十三年福岡県規則第五号)の定めるところによる。

(補則)

第十一条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

別表1 (第4条関係)

一 特別災害							
災害名	適用日	資金名 (融資機関)	償還期間	基準 金利	市町村利 子助成率 及び利子 補給率	利子助成 率及び利 子補給率	末端 金利

(%)

平成21年7月24日 から 26日にか つた大雨災 害	平成21年7月24日 以降 平成21年8月18日 以前	特別資金 (公庫)	7年以下	0.90	0.225	0.225	0.45
貸付決定分	貸付決定分	経営安定資金 (農協)	7年を超え	0.95	0.250	0.250	0.45
			8年以下	1.05	0.275	0.275	0.50
			9年以下	1.15	0.300	0.300	0.55
			10年以下	2.95	1.250	1.250	0.45
利子補給承認分	利子補給承認分	特別資金 (公庫)	8年以下	1.00	0.250	0.250	0.50
			8年を超え	1.05	0.275	0.275	0.50
貸付決定分	貸付決定分	経営安定資金 (農協)	9年以下	1.15	0.300	0.300	0.55
			10年以下	2.95	1.225	1.225	0.50
利子補給承認分	利子補給承認分	特別資金 (公庫)	7年以下	0.90	0.225	0.225	0.45
			8年以下	0.95	0.250	0.250	0.45
			9年以下	1.05	0.275	0.275	0.50
			10年以下	2.85	1.200	1.200	0.45
利子補給承認分	利子補給承認分	特別資金 (公庫)	8年以下	0.90	0.225	0.225	0.45
			8年を超え	0.95	0.250	0.250	0.45
貸付決定分	貸付決定分	経営安定資金 (農協)	9年以下	1.05	0.275	0.275	0.50
			10年以下	1.05	0.275	0.275	0.50

平成21年7月24日から26日にかけての大雨災害	平成21年10月22日以降	経営安定資金(農協)	7年以下	2.85	1.200	1.200	0.45
	平成21年11月19日以前						
利子補給承認分	平成21年11月20日以降	特別資金(公庫)	8年以下	0.95	0.250	0.250	0.45
	平成21年12月17日以前		8年を超え	1.15	0.300	0.300	0.55
	貸付決定分		10年以下				
	平成21年11月20日以降	経営安定資金(農協)	7年以下	2.95	1.250	1.250	0.45
	平成21年12月17日以前						
	利子補給承認分						
	平成21年12月18日以降	特別資金(公庫)	8年以下	0.75	0.200	0.200	0.35
	平成22年1月21日以前		8年を超え	0.85	0.225	0.225	0.40
	貸付決定分		9年以下				
	平成21年12月18日以降	経営安定資金(農協)	9年を超え	0.95	0.250	0.250	0.45
貸付決定分		10年以下					
利子補給承認分	平成21年12月18日以降	経営安定資金(農協)	7年以下	2.85	1.250	1.250	0.35
	平成22年1月21日以前						
	利子補給承認分						
	平成22年1月22日以降	特別資金(公庫)	7年以下	0.80	0.200	0.200	0.40
	貸付決定分		7年を超え	0.85	0.225	0.225	0.40
利子補給承認分	平成22年1月22日以降	経営安定資金(農協)	8年以下				
			8年を超え	0.95	0.250	0.250	0.45
			9年以下				
			9年を超え	1.05	0.275	0.275	0.50
			10年以下				
平成22年1月22日以降	経営安定資金(農協)	7年以下	2.95	1.275	1.275	0.40	

二 一般災害 (％)

資金名(融資機関)	基準金利	市町村利子助成率及び利子補給率	利子助成率及び利子補給率	末端金利
特別資金(公庫)	特別資金の貸付末端金利	0.0	0.0	特別資金の貸付末端金利

経営安定資金(農協)	農業近代化資金の基準金利	(農業近代化資金の基準金利 - 特別資金の貸付末端金利) × 1/2	(農業近代化資金の基準金利 - 特別資金の貸付末端金利) × 1/2	特別資金の貸付末端金利
経営安定資金(信漁連)	漁業近代化資金の基準金利	(漁業近代化資金の基準金利 - 特別資金の貸付末端金利) × 1/2	(漁業近代化資金の基準金利 - 特別資金の貸付末端金利) × 1/2	特別資金の貸付末端金利

注 この表において「農業近代化資金の基準金利」とは、農林水産省が「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の2の(3)に基づき通知する「農業近代化資金融通法」(昭和36年11月10日法律第202号)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合の欄に定める基準金利とする。「農業近代化資金の基準金利」とは、農林水産省が「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日付け16水漁第2708号水産庁長官通知)第4の2に基づき通知する「漁業近代化資金融通法」(昭和44年6月26日法律第52号)第2条第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる者に貸し付ける場合の欄に定める基準金利とする。

別表2 (第4条関係)

資金名(融資機関)	償還期間	据置期間	利子助成又は利子補給の対象となる限度額等
特別資金(公庫)	10年以内	3年	1 特別資金及び経営安定資金の利子助成又は利子補給の対象となる限度額は合計で500万円(ただし、利子助成又は利子補給の対象となっている特別資金及び経営安定資金の貸付残高がある場合は、500万円から当該貸付残高を差し引いた額)。 2 一災害につき特別資金及び経営安定資金の貸付限度額は合計で500万円(ただし、農林漁業ヘルパネット資金については、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の3/12に相当する額、または、粗収入の3/12に相当
経営安定資金(農協及び信漁連)	7年以内	3年	

する額のいずれか低い額、また、利子補給の対象となつていない経営安定資金の貸付残高がある場合は、当該貸付残高を差し引いた額。

別記（第五条関係）

第一 特別資金関係

一 特別資金に係る利子助成金の交付条件

- (一) 利子助成の対象となる資金は、特別資金とする。
- (二) 利子助成の対象となる農林漁業者は、特別資金の借受者であり、第三条に規定する被害農林漁業者とする。
- (三) 知事は、市町村が特別資金の利子助成を行う場合に限り、被害農林漁業者に對し利子助成を行うものとする。

二 特別資金の貸付実行の通知

- (一) 公庫又は公庫の受託金融機関は、特別資金を貸し付けたときは、農林漁業者一フティネット資金貸付実行通知書（様式第一号。以下「実行通知書」という。）を速やかに知事に提出するものとする。
- (二) 知事は、実行通知書を受け付けたときは、速やかに市町村長に実行通知書の写しを送付するものとする。

三 特別資金の利子助成適格認定手続及び特別資金利子助成確約書の提出

- (一) 特別資金の借受者が、特別資金の利子助成適格認定を受けようとするときは、農業にあつては当該被害農業者の住所地在その地区内に含む農協を通じ市町村を経由して、林業にあつては市町村を経由して、漁業にあつては信漁連を通じ市町村を経由して、特別資金利子助成適格認定申請書（様式第二号の一、様式第二号の二又は様式第二号の三。以下「適格認定申請書」という。）を速やかに知事に提出しなければならない。
- (二) 市町村長は、特別資金の貸付けにつき利子助成をしようとするときは、適格認定申請書の市町村意見及び市町村証明の欄に記入の上、特別資金利子助成に係る確約書（様式第三号）を添えて知事に提出するものとする。
- (三) 知事は、適格認定申請書を審査し、適格であると認めるときは、借受者及び

関係機関にその旨を通知するものとする。

四 特別資金利子助成金の交付申請及び交付決定等

- (一) 利子助成適格認定を受けた者が利子助成金の交付を受けようとするときは、農業にあつては農協に、漁業にあつては信漁連に特別資金利子助成金委任状（様式第四号。以下「委任状」という。）を提出しなければならない。また、林業にあつては特別資金利子助成金交付申請書（様式第六号の一。以下「交付申請書」という。）及び特別資金利子助成金交付申請明細書（様式第六号の二。以下「交付申請明細書」という。）を毎年一月二十日までに知事に提出しなければならない。

- (二) 農協及び信漁連は、委任状を受け付けたときは、特別資金利子助成金委任者一覽表（様式第五号）を作成し、交付申請書及び交付申請明細書を毎年一月二十日までに知事に提出しなければならない。

- (三) 知事は、交付申請書を審査し、適当であると認めるときは、利子助成金の交付を決定し、農業及び漁業にあつてはその旨を農協及び信漁連に、林業にあつては借受者に通知するものとする。この場合において、福岡県補助金等交付規則（昭和三十三年福岡県規則第五号）第十三条の規定による実績報告は、この交付申請によりなされたものとみなし、同規則第十四条の規定による額の確定は交付決定と同時にを行うものとする。

五 特別資金利子助成金の支払

- (一) 知事は、原則として利子助成金の交付決定をした日の属する月の翌月の末日までに農業及び漁業にあつては農協及び信漁連に、林業にあつては借受者に對し、利子助成金を支払うものとする。
- (二) 利子助成金の交付を受けた農協及び信漁連は、速やかに当該利子助成金を借受者に支払わなければならない。

第二 経営安定資金関係

一 経営安定資金の借入申込手続

- (一) 経営安定資金を借り受けようとする被害農業者は、経営安定資金借入申込書（以下「借入申込書」という。）（様式第七号の一）を当該被害農業者の住所地在その地区内に含む農協に、被害農業者は、借入申込書（様式第七号の二）

を信漁連に提出しなければならない。

(二) (一)の借入申込みを受けた農協の組合長及び信漁連の会長は、経営安定資金を貸し付けようとするときは、借入申込書の写しを添えて経営安定資金利子補給承認申請書(様式第八号の一又は様式第八号の二。以下「承認申請書」という。)を市町村を経由し、知事に提出するものとする。

(三) 農協及び信漁連は、福岡県農業信用基金協会及び福岡県漁業信用基金協会(以下これらを「信用基金協会」という。)の保証を付す場合には、債務保証委託申込書を信用基金協会に送付するとともに、債務保証の委託申込手続を代行するものとする。

二 経営安定資金の利子補給承認手続

(一) 市町村は、一の(二)の規定により書類の送付を受けたときは、農協及び信漁連と協議し、その内容を審査するものとする。

(二) (一)の審査に基づき、市町村は、承認申請書の市町村意見等の欄に利子補給の適否及び利子補給が適当であるときはその利子補給率を記入するものとする。

(三) 知事は、承認申請書を審査し、被害農業者及び被害漁業者ごとに利子補給の承認又は不承認を行うものとする。

(四) 知事は、(三)の審査を行うときは、必要に応じて、関係機関の意見を徴するものとする。

(五) 知事は、利子補給の承認又は不承認を行ったときは、市町村を経由して、農協及び信漁連に対し、経営安定資金利子補給承認書(様式第九号の一又は様式第九号の二。以下「承認書」という。)により承認又は不承認の通知をするものとする。

(六) 市町村長は、(五)の規定により知事が承認の通知をしたときは、資金の貸付けにつき利子補給を行う旨の契約を、速やかに農協及び信漁連と締結するものとし、契約締結後、当該契約書の写しを知事に提出するものとする。

三 経営安定資金の貸付手続

(一) 農協及び信漁連は、承認書を受け付けたときは、速やかに貸付けを実行するものとする。

(二) 貸付けの形式は、証書貸付けとする。

(三) 農協及び信漁連は、経営安定資金を貸し付ける場合は、次のとおり処理するものとする。

ア 経営安定資金を収入減補填費として利用する場合は、借入申込者の預金口座に振り込むものとする。

イ 経営安定資金を経営再建費として利用する場合は、当該資金をいったん借受者の別段貯金に受け入れ、払出しに当たっては請求書等の書類によってその用途を確認するものとし、証券書類を整備しておくものとする。(ただし、肥料、農薬等証券書類を整備できるものに限る。)

(四) 農協及び信漁連は、被害農業者及び被害漁業者に資金を貸し付けたときは、経営安定資金貸付状況報告書(様式第十号)を作成の上、市町村を経由して知事に提出しなければならない。なお、このときに約定償還台帳の写しを添付するものとする。

四 経営安定資金の利子補給

(一) 知事は、経営安定資金を貸し付ける農協及び信漁連に対し、利子補給金を交付するものとする。

(二) 農協及び信漁連は、毎年一月二十日までに次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

ア 経営安定資金利子補給金交付申請書(様式第十一号)

イ 利子補給金交付申請明細書(様式第十二号)

ウ 利子補給金交付申請内訳表(様式第十三号)

エ 利子補給金計算明細表(様式第十四号)

(三) 交付申請書の審査は次に掲げる資料に基づいて行うものとする。

ア 承認書(様式第九号)

イ 約定償還額台帳(様式第十五号)

ウ その他知事が必要と認める資料

(四) 利子補給についての契約は、知事が当該農協の組合長及び信漁連の会長との間で締結する経営安定資金利子補給契約書によって行うものとする。

(五) 知事は、信用基金協会との契約に基づき、信用基金協会が農協及び信漁連に

対して債務保証を行うことによつて受けた損失の一部について、予算の範囲内で損失補償を行うものとする。

様式第1号 (別記第1の2関係)

農林漁業セーフティネット資金貸付実行通知書

年 月 日

福岡県知事 殿

融資機関名
代表者氏名

印

農林漁業セーフティネット資金の貸付けを次のとおり実行しましたので、福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第1の2の(1)の規定に基づき、通知します。

氏名	貸付決定番号	農林漁業経営安定計画	
		貸付実行額	貸付年月日
		千円	第1回償還日 最終償還年月日
		千円	

様式第2号の1（別記第1の3関係）

特別資金利子助成適格認定申請書（農業）

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所
氏名 印

農林漁業災害対策特別資金の貸付について、利子助成を受けたいので、福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第1の3の（1）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 災害の概要（災害名 ）

被害作物名	被害面積	平年収量	減収量	減収率
	a	kg	kg	%
		平年農業総収入	減収額	減収率
		千円	千円	%

2 農林漁業セーフティネット資金（特別資金）の借入額 千円

3 添付書類

（1）農林漁業セーフティネット経営安定計画（写し）

4 市町村意見

5 市町村証明

様式第2号の2（別記第1の3関係）

特別資金利子助成適格認定申請書（林業）

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所
氏名 印

農林漁業災害対策特別資金の貸付について、利子助成を受けたいので、福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第1の3の（1）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 災害の概要（災害名 ）

被害樹種	被害面積	平年林業総収入	損失額	損失率
	a	千円	千円	%

2 農林漁業セーフティネット資金（特別資金）の借入額 千円

3 添付書類

（1）農林漁業セーフティネット経営安定計画（写し）

4 市町村意見

5 市町村証明

様式第2号の3（別記第1の3関係）

特別資金利子助成適格認定申請書（漁業）

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所
氏名 印

農林漁業災害対策特別資金の貸付について、利子助成を受けたいので、福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第1の3の（1）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 災害の概要（災害名 ）

漁業種類	対象魚種	平年総収入	減収額	減収率
		千円	千円	%

2 農林漁業セーフティネット資金（特別資金）の借入額 千円

3 添付書類

（1）農林漁業セーフティネット経営安定計画（写し）

4 市町村意見

5 市町村証明

様式第3号（別記第1の3関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長

印

特別資金利子助成に係る確約書（災害名 ）

下記のとおり、資金借入申込みの件について、 年度から 年度まで利子助成すること
とを確約します。

記

- 1 借入申込件数
- 2 借入申込合計額
- 3 利子助成率
- 4 予算措置状況

議決（予定）年月日

様式第4号（別記第1の4関係）

特別資金利子助成金委任状

融資機関 住 所
氏 名

私は、上記者を代理人と定め、株式会社日本政策金融公庫資金に係る、福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第1の4の（1）の規定に基づき、下記事項を委任します。

記

- 1 利子助成金の交付申請に関する事
- 2 利子助成金の受領に関する事

年 月 日

住 所
氏 名

印

様式第 6 号の 1 (別記第 1 の 4 関係)

特別資金利子助成金交付申請書

第 号
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第 1 の 4 の規定により、
利子助成金 円の交付を申請します。

年度

様式第7号の1 (別記第2の1関係)

経営安定資金借入申込書

年 月 日

農業協同組合 御中

下記資金の借入を申し込みます。

借入者	住所	(TEL)
	氏名	(歳) 印

資金名	農業災害対策経営安定資金
借入申込金額	
資金の用途	
借入希望時期	年 月 日
償還期間	年(うち据置 年)
償還(取扱)期限	年 月 日

償還方法	元金償還	元金均等
		毎年 1月 20日
	利息支払日	年 月 日以降
		毎年 1月 20日

資金の内容	資金の必要性		
	計画内容		
資金計画	借入金	本資金	
	自己資金		
	計		

収支計画	区分	前年実績	計画	
	収入	農業収入	千円	千円
		給与収入		
		計		
	支出	農業支出		
		生活費		
		既借入金返済		
		計		
	差引余剰			

附表

災害の種類・時期					
① 農 作 物 減 収	作物名	被害面積	平年収量	減収量	減収額
	計				
	農業共済金見込額 (A)	代表物予定所得額 (B) (作物名)		減収総額 - (A) - (B)	
	円		円	円	
② そ の 他					
	円				
③ 諸 対 策 金 額	天災資金	農協特別貸出	農業災害特別資金	租税公課減免	計
	円	円	円	円	
	現金・預貯金借入金等	家計費の節約	平年経済余剰		
	円	円	円	円	円
資金所要額 ①+②-③				円	

家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業又は勤務先	前年の収入
	本人				千円
					千円

経営規模	種別	田	畑	果樹園		給与	貸家等	計
	(作付品目)規模	() a	() a	() a			戸	
	前年収入	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

所有不動産	種類	面積	見積価格	種類	面積	見積価格
	宅地	m ²	千円	住宅	m ²	千円
	農地	m ²	千円	農舎	m ²	千円
	山林・その他	m ²	千円	貸家	m ²	千円
	計		千円	計		千円

取引状況	出資金	当座性貯金	定期性貯金	共済契約額	未収金立替金	購買貸越				
	千円	千円	千円	生命 建更 (年間掛金総額 千円)	万円 万円 千円	千円	千円			
	特別資金の既往借入金残高				既往借入金の状況					
	資金名	借入年月日	借入期限	借入現在高	年間償還額	資金名	借入年月日	借入期限	借入現在高	年間償還額
				千円	千円				千円	千円

連帯保証人	住所	氏名	年齢	続柄	資格	職業	前年収入
							千円
担保	不動産担保 (所在地)		地目	面積	その他の担保		

様式第7号の2 (別記第2の1関係)

経営安定資金借入申込書

年 月 日

福岡県信用漁業協同組合連合会 御中

下記資金の借入れを申し込みます。

借入者	住所	(TEL)
	氏名	印 (歳)

資金名	漁業災害対策経営安定資金
借入申込金額	
資金の用途	
借入希望時期	年 月 日
償還期間	年(うち据置 年)
償還(取扱)期限	年 月 日

償還方法	元金償還	元金均等
		毎年 1月 20日
	利息支払日	年 月 日以降
		毎年 1月 20日

資金の内容	資金の必要性		
	計画内容		
資金計画	借入金	本資金	
	自己資金		
	計		

収支計画	区分	前年実績	計画	
	収入	漁業収入	千円	千円
		給与収入		
		計		
	支出	漁業支出		
		生活費		
		既借入金返済		
		計		
	差引余剰			

附表

災害の種類・時期					
① 漁 獲 物 減 収	漁業種類	対象魚種	減 収 額	平年漁業総収入額	
	計				
	漁業共済金見込額 (A)	代表物予定所得額 (B) (漁獲物名)	減収総額 - (A) - (B)		
	円	円	円		
② そ の 他					
				円	
③ 諸 対 策 金 額	天災資金	信漁連特別貸出	漁業災害特別資金	租税公課減免	計
	円	円	円	円	
	現金・預貯金借入金等	家計費の節約	平年経済余剰		
	円	円	円	円	円
資金所要額 ①+②-③			円		

家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業又は勤務先	前年の収入
	本人				千円
					千円
					千円
					千円

経営規模	漁船漁業				その他漁業		
	漁船名	漁業種類	船質	トン数	進水年月	漁業種類	施設数・規模・能力等
					年 月		

所有不動産	種類	面積	見積価	種	面積	見積価格
	宅地	㎡	千円	住宅	㎡	千円
		㎡	千円		㎡	千円
		㎡	千円		㎡	千円
	計		千円	計		千円

取引状況	出資金	当座性貯金	定期性貯金	共済契約額	未収金立替金	購買貸越				
	千円	千円	千円	生命 建更 (年間掛金総額 千円)	千円	千円				
	特別資金の既往借入金残高				既往借入金の状況					
	資金名	借入年月日	借入期限	借入現在高	年間償還額	資金名	借入年月日	借入期限	借入現在高	年間償還額
				千円	千円				千円	千円

連帯保証人	住所	氏名	年齢	続柄	資格	職業	前年収入
							千円
							千円

担保	不動産担保 (所在地)	地目	面積	その他の担保

様式第8号の1 (別記第2の1関係)
経営安定資金利子補給承認申請書 (農業)

経営安定資金融資意見書 (農業)

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

融資機関名

市町村名

印

印

貸付の相手方	災害の種類	今後の必要資金 A 千円	貸付予定額 (所要額) (A+C+D) 千円	貸付利率 償還期限 据置期間	作物名	被害面積 a	平均収量 B kg	減収量 C kg	減収額 D 円	毎年農業 総収入 E 円	減収率等 C/B % D/E %	農業共済金見 込額・代作物 予定所得額 F 円	減収総額 G(D-F) 円	諸対策金額 H 円		基金協 会保 証	市町村意見等 左記事項中災害による被害及び補給金額 については事実と相違 ないの、利子補給の 承認をします		農林事務所記入欄 承認額 千円	承認番 号	No	備考 (資金使途内訳)		
														天災資金	農協特別貸出		適	否					千円	円
				貸付利率 % 償還期限 (細目を含む) 据置期間 年								農業共済金見込額 代作物 (作物名) (予定所得額) 計		天災資金 農協特別貸出 農業災害特別資金 租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計		有	適							
				貸付利率 % 償還期限 (細目を含む) 据置期間 年	計							農業共済金見込額 代作物 (作物名) (予定所得額) 計		天災資金 農協特別貸出 農業災害特別資金 租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計		無	適							
				貸付利率 % 償還期限 (細目を含む) 据置期間 年								農業共済金見込額 代作物 (作物名) (予定所得額) 計		天災資金 農協特別貸出 農業災害特別資金 租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計		有	適							

様式第11号（別記第2の4関係）

経営安定資金利子補給金交付申請書

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

融資機関
住 所
代表者氏名

印

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱に基づき融資した貸付金について 年1月1日か
ら同年12月31日までの期間に係る利子補給金 円の交付を申請します。

記

月計表（ 年1月1日から同年12月31日までに係る農協、信漁連における残高移動）

（単位：千円）

年	借 方 (期中貸付額)		貸 方 (約定繰上等期中償還額)		繰越残高
	月 計	累 計	月 計	累 計	
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					

融資機関名 _____

(2)期中繰上償還額 (年1月1日～同年12月31日の間に係る繰上償還額)

(単位：円)

資金区分	利子補給率	承認番号	氏名	繰上償還年月日	繰上償還額
合 計					

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

一 病院 糟屋郡の項中

社会保険仲原病院

志免町御手洗六

を

社会保険仲原病院

志免町別府北二一―二一―

に

改める。